

第9回特別展

所蔵史料にみる

近世古文書の体系

1989年9月30日~10月31日

学習院大学史料館

学習院大学史料館

1989年10月2日発行

本年度の特別展は、本史料館で所蔵している陸奥国棚倉藩主阿部家文書と武蔵国秩父郡上名栗村町田家文書を使い、封建領主と支配を受けた村の古文書を系統的に展示しました。

この展示にあたっては、それぞれの文書群の内的構造をできる限り明らかにし、展示室を一巡すると、近世＝後期封建制時代の古文書を体系的に捉えることができるものとするように心がけました。

ご高覧の後に多くのご意見をお寄せいただくことを、史料館員一同、大きな喜びにいたしたいと思っております。

学習院大学史料館

館長 柳田節子

< 列品解説 >

譜代大名阿部家文書の体系

阿部忠秋を藩祖とする譜代大名阿部家は、寛永12(1625)年下野国壬生藩主となり、以後、武蔵国忍藩、陸奥国白河藩を経て同国棚倉藩主として明治維新をむかえた。この間には6人におよぶ老中就任者を出しており、代々幕閣に重きをなした代表的な譜代大名であると言える。

阿部家文書は、1726点のうち約3分の1が近世期のものに当たるが、藩政史料などは少なく、むしろ譜代大名としての家柄に関わる古文書が多い。

ここでは、文書群中にみられる諸関係にそくして、封建領主としての性格・家格(官位)・幕府行政を担当する譜代大名としての側面・家中統制や領民支配の法制、などについて知ることのできる基本的な古文書を展示した。

< 解説 > 譜代大名の古文書

近世大名の地位は、徳川将軍が土地領有権を確認した領知判物(あるいは朱印状)によって証明されていた。阿部家には、「御判物」と記された2つの箱とともに、寛文印知(1664年)以後の判物・領知目録が伝来しており、大切に保管されていたことが窺われる。一方、将軍に対しては誓詞を提出して幕府の老中や寺社奉行となり、譜代大名の役割をはたした。

阿部家の家格は、将軍の発令によって朝廷から与えられた官位によってみると、老中就任時は侍従・従四位下、他の場合は国守・従五位下であった。

1 判物が入れられていた箱

阿部家所蔵

この箱は、同形のもう一つの箱とともに、さらに大きな蓋付の箱に納められるようになっている。黒漆で表面を仕上げ、ふちに蒔絵をほどこし、金泥で「御判物」と記したこの箱からは、判物がいかに大切にされていたかが窺える。

2 敵有院様御判物

寛文4(1664)年4月5日 阿部家文書1

3 領知目録

寛文4(1664)年4月5日 阿部家文書1

列品2は、徳川第4代将軍家綱(敵有院)が忍藩主豊後守忠秋(忍侍従)に宛てた領知判物。これによって武蔵国・相模国・上野国のうち8万石の所領が安堵された。この細目は「目録別紙に在り」とあるように、判物に添えられた列品3の領知目録に記されている。

領知判物は通常10万石以上の大名に対して発給されたが、豊後守忠秋は侍従職であったので、判物で発給された。列品2は、料紙が大高禮紙と呼ばれる厚手の大型紙で、これを縦紙として使い八つ折りにしており、近世の領知判物の典型を示している。

4 誓詞（阿部豊後守）

元治元（1864）年6月 阿部家文書749

元治元（1864）年6月、阿部豊後守正外が幕府老中就任にあたって作成したものの控。宛所は特に記されていないが、本書は将軍に提出したと考えられる。この誓詞は、確約する内容を記した本紙部分にあたる「起請文前書」と、条文に違反した時に罰をうける神仏の名を記して誓約した神文（罰文）が、継ぎ合わせられている。神文部分は、牛王宝印を捺印した霊紙の紙背が使われている。

5 阿部家文書が納められていた文書箱

25.2x34.9x11.8cm 阿部家所蔵

6 阿部家文書が納められていた文書箱

65.5x50.0x22.3cm 阿部家所蔵

列品5は、表面に薄いなめし皮を張り、焼きごてで「梅に鶯」を描いている。半紙判の紙を縦帳に仕立てた形の文書を納めるには、ちょうどよい大きさである。

列品6は、黒漆で仕上げ、蓋には金泥によって2つの「三つ葉葵」を配している。この家紋は、徳川家のみが使用していたが、葉の付け根が離れている点や葉の描き方などから、一橋徳川家の紋に最も近い。この文書箱は、阿部家と一橋徳川家との交流を物語っているのであろうか。

7 口宣案（叙位）

承応元（1652）年12月28日 阿部家文書123

8 口宣案（任官）

承応元（1652）年12月28日 阿部家文書123

9 宣旨

承応元（1652）年12月28日 阿部家文書123

阿部家歴代藩主は、朝廷から官位叙任に関わる口宣案・宣旨・位記が下されていた。近世の武家官位は、徳川幕府が元和元（1615）年の『禁中並公家諸法度』第7条で「武家の官位は、公家当官の外たるべき事」を定めて以来、幕府が掌握するところとなり、大名や旗本は、幕府老中に官位叙任の願書を出す等の手続きを取り、叙任文書を受け取った。

叙位は口宣案と位記、任官は口宣案と宣旨をもってなされたので、通常は4通の文書が同時に発給された。列品7・8の口宣案は、形式的には天皇の命令を蔵人頭が上卿へ伝達した文書であるが、実際には阿部正能に下され、叙任文書となった。列品9の宣旨は、上卿が天皇の命により阿部正能を播磨守に任ずるよう大外記に命じたことを、大外記が阿部正能に伝達した文書であり、口宣案とともに任官文書の役割をはたした。なお、口宣案の料紙は宿紙（漉返紙）、宣旨の料紙は奉書紙である。

10 申合書

11 持場絵図

享和2（1802）年3月 阿部家文書775

阿部播磨守正由は、享和元（1801）年7月17日から同4（1804）年1月23日まで幕府寺社奉行を勤めた。それまで4人の寺社奉行は御府内の持ち場をきめていたが、享和2年1月に青山大膳亮幸完（美濃国郡上藩主）が加わり5人になったため、新たに担当の持ち場を申し合わせた。赤色部分が阿部播磨守正由の持ち場、灰色部分が青山大膳亮幸完の持ち場となった。

<解説>藩法について

阿部家に残された60点ほどの藩法は、川澄次是の手になる藩史『公餘録』とならんで、阿部家の藩政を解明する上で重要である。

これらは、「家中条目」・「武具方覚書」・「江戸番之定」・「郡方定」・「町方条目」など約11種類の藩法がセットになって同時に発行されており、「家中条目」などの重要なものには花押がある。また、これらに添えられた「条目心得書」では「他所へ写遣」すことが厳重に禁止されており、機密性の高いものであったことが推察される。

12 家中条目 一

元禄2（1689）年6月1日 阿部家文書833

「家中」とは阿部家の家臣団の総称である。当時忍藩主であった阿部正武（幕府老中）は、彼らの行動規範を条目に定め、家臣団全体の統制をはかった。

13 町方条目

元禄2(1689)年6月1日 阿部家文書876
行田町(忍藩城下町)・熊谷町における、町年寄の勤め方から町人の心得などにいたるまでを制定したものである。

武蔵国上名栗村町田家文書の体系

町田家は、入間川上流の最深部に位置する上名栗村(幕府領、約648石、現埼玉県入間郡名栗村)の世襲名主であると同時に、材木(西川材)の産出を中心とする諸商売にたずさわった山村の豪農である。

総数3万点とも4万点とも言われている町田家文書は、このため、平地の名主家文書や豪農文書とは異なった様相をみせる。

ここでは、町田家の有した社会関係を概観し、さらに、年貢の割付・勘定の過程と、材木の生産・流通の過程で作成された古文書を系統的に通覧できるように試みた。

<解説>町田家文書の世界

ここに示した図は、近世後期における種々の社会組織とその相互関係に着目し、町田家文書の全体像をしめした概念図である。

町田氏は、未分離ながらも村名主・豪農・個人の3つの側面を持っており、上名栗村や材木を商う経営体は、さらに、組合村・広域的結合(郡中など)や俵仲間などの組織に重層的に取り囲まれたり、宗教者などの組織や問屋等と複合的な交流を持っていた。町田家に残された種々の古文書は、重層的で複合的ないくつもの小世界を通して発受されていたのである。

14 質物流畑山手形之事

元禄13(1700)年12月25日 町田家文書

15 持分山ヶ所附帳

天保2(1831)年5月 町田家文書3459

町田家は、遅くとも17世紀末葉、当主佐兵衛の頃から土地集積をはじめた。上名栗村の土地のほとんどは、検地帳(列品17)に「切畑」・「下々畑」と記されているが、その実態はわずかな畑と「畑添林」であり、町田家は、それらを集積し、杉などを植林(人工造林)しながら、山林経営を進めていった。

列品14は、村内地主十左衛門と長三郎が「ことち久保」という所の畑山を担保に町田佐兵衛から借金をしていたが返済できず、質流れになったことを記した証文である。以後、この畑山は佐兵衛が所持することになり、同時に年貢・諸役を上納することになった。列品15は、天保2年から天保8年にかけて山林経営にあたった山の場所を記したものであり、自らが集積した山林のほかに、依頼を受けた山でも人工造林をしていたことが知られる。なお、「材木・炭などの商売」に関する古文書は、後の「材木の生産と流通」を参照。

16 道中日記帳

寛政7(1795)年正月 町田家文書5209

文化7(1810)年正月 町田家文書5210

私的生活に関わる古文書には、衣服控帳・諸進物の控帳・飯米帳・旅日記などがあるが、列品16には旅日記である「道中日記帳」を例示した。文化7年の正月7日に出発した旅行は、八王子往還から東海道を関西に向い、奈良・高野山・明石・姫路・大坂・京都の順に見物した。宿名・出金状況のほかにも寺社参詣の感想や旅人との交流などについても記されており、当時の人々の旅によせる思いを窺い知ることができる。

17 武州秩父郡加治領上名栗村申縄打水帳写 拾四冊之内第巻番

寛文8(1668)年5月10日 町田家文書471

検地帳は、検地役人が村内の田畑などに間縄を張って一筆ごとに測量し、田畑や屋敷の場所・面積・等級・所持者名を記した土地台帳であり、「縄打水帳」とも呼ばれた。上名栗村の検地は、寛文8年、深谷喜右衛門が検地役人を勤め、町

田家の当主兵左衛門等の案内によっておこなわれた。→列品14・15解説

18 為取替申済口証文之事

享保9(1724)年閏4月 町田家文書

この古文書は、上名栗村が新組と古組に分かれることになった村方騒動の内済証文であり、古組(世襲)名主町田八郎右衛門・新組年番名主源五右衛門等が代官川原清兵衛に提出した控えである。すなわち、村内組頭等が名主八郎右衛門の年貢勘定の不正をめぐって訴訟を起し、吟味がおこなわれたものの、「自今一致の和融調い兼ねる」として訴訟を起した組頭等7人が新組を結成し、新古両組に分かれて年貢勘定をすることを取り決めたのであった。

19 差上申御請書之事(新組鉄砲拝借について)

文政10(1827)年2月 町田家文書

上名栗村は「極山中にて猪鹿夥しく、諸作を喰い荒し、一同難儀仕る」状況であった。ところが隣村で猪鹿を厳しく追い払い、村内山林へ入り込んできたためそれまで拝借していた33挺の四季打鉄砲では防ぎきれなくなり、新組でさらに33挺を拝借することを願った。列品19は、この願いが認められ、拝借証文の提出を申しつけられた時の請書である。

20 乍恐以書付奉願上候(入牢中の紋次郎・豊五郎への差入れについて)

慶応2(1866)年8月24日 町田家文書

この古文書は、入牢中の「武州一揆」の頭取、上名栗村新組百姓紋次郎と同豊五郎に、新組名主太次郎・古組組頭半次郎・湯島五丁目地借柳助の3人が、食物や手拭・半紙・銭を差入れることを願い入れた文書の控えである。物価高騰、兵賦金の賦課などによる社会不安に耐えかねた貧民層が主体となり、商人・高利貸し・豪農・領主の陣屋などを打ちこわした「武州一揆」は、「世直し一揆」として位置付けられている。この古文書は、「世直し」がどのような状況であったことを示しているのだろうか。

23 名主役宅の文書棚

旧信濃国五郎兵衛新田名主 柳沢家旧蔵

領主支配の末端を担い、同時に百姓の代表でもある名主は、公的文書の発受をおこなった。名主宅ではそれらの重要な文書を保管するために、いくつかの文書棚を使っていた。ここには、町田家のものではないが、一般的であろうと考えられる文書棚を展示した。

<解説>年貢の割付と勘定

近世の村は、領主から割り付けられた年貢(封建地代)を村内の百姓に小割し、それを取り集めて上納する義務をおっていた(村請制)。村高648石にたいして約永80貫文と漆200貫目ほかが割り付けられていた上名栗村では、年貢を収納する(勘定過程)ため、以下のように文書を作成した。

上名栗村の場合、享保9(1724)年の村方騒動を契機に新組と古組に分かれて年貢勘定をするようになった点、大見積りで夏成・秋成兩年貢を収納した後、確定した年貢額に村入用・国役金等を含めて、残金=皆済金を収納する方式を取った点などに特徴がある。

21 已御年貢可納割附之事

文化6(1809)年10月 町田家文書

22 已御年貢割附写両組仕訳帳

文化6(1809)年 町田家文書895

24 已御年貢名寄帳 下

文化6(1809)年12月 町田家文書1119

25 子夏秋御年貢取立帳

天保11(1840)年6月 町田家文書1416

26 已御年貢三度差引帳

文化6(1809)年12月 町田家文書1292

27 已御年貢両組仕訳帳

文化6(1809)年12月 町田家文書909

28 已御年貢皆済目録

文化6(1809)年12月 町田家文書

29 子御年貢割附拜見受印帳

文化3(1806)年7月 町田家文書832

30 子御目録拜見受印帳

文化3(1806)年7月 町田家文書872

年貢徴収権を執行する領主や代官は、年貢を<村>に割り付け、村内では惣百姓の合意と監視のもとで年貢勘定をおこない、連帯責任で年貢を上納した。このような年貢の村請制度のもとでは、合意さえ得られればどのような方法で年貢を取り集めても良かったのであり、逆に、ある百姓が年貢を支払うことができない場合は<村>が連帯で弁済した。すなわち、年貢の「割付」は、領主・代官と村の関係のみを指し、村内で、各百姓に小割りしたり、各百姓が名自宅に年貢を納入したりする手続きは、村にまかされた「勘定」過程であった。ここでは、「割付」過程の古文書を青色、「勘定」過程の古文書を赤色で表示し、とくに「勘定」過程でどのように文書が作成されていたのかを図に示した。

さて、上名栗村の場合、毎年10月頃に代官所から年貢が割り付けられた(列品21)。村では、新組と古組の村役人が立会い、両組に年貢額を仕分けた(両組仕分帳A、列品22)後、両組はそれぞれ組内の惣百姓立会いによって、各百姓に年貢を小割りした。上名栗村では、この時に作成する小割り帳を「年貢名寄帳」(列品24)と命名している。

ところで、年貢の収納は、年貢が割り付けられた後にはじめて行なわれるのではなく、あらかじめ夏成・秋成の段階で、大見積りによって収納し(列品25)、その都度、代官所に上納して仮領取証=年貢小手形を受け取っていた。つまり、年貢が割り付けられた後に収納するのは残金=皆済金だけであったのである。その算出にあたっては、年貢額に村入用や国役金を加えて、夏・秋に収納した額を差し引き、3度目に収納する金額=皆済金を算出した「年貢三度差引帳」(列品26)が作成された。

両組はそれぞれ3回にわたって年貢を上納していたので、合計6枚の小手形を受け取っていたと考えられる。両組は、双方の村役人立会いのもとに、割り当ての年貢額を上納したことを確認した(両組仕分帳B、列品27)のち、小手形を取

り揃えて代官(所)に持参し、年貢の皆済を証明する「年貢皆済目録」(列品28)と引き替えてもらった。

3度目に皆済金を集める勘定方式は、文化6(1809)年にはじめられたが、それ以前は、大見積りによって3回収納したのち、決算をして過不足分を収納、または割り返す方式をとっていた。また、古組では、1800年前後から、年貢皆済の後に「割付状」と「皆済目録」を惣百姓が点検することもおこなわれた。これらの年貢勘定方式の変化は、いずれも18世紀初頭から19世紀まで続いた村方騒動との関連で起こっていた。そこには、年貢上納や村運営にたいする村民の合理性の発達が窺える。

<解説>材木の生産と流通

上名栗村は江戸地廻り経済圏に包摂された西川林業の中心地であった。古組名主を勤めた町田家もまたその担い手であり、18世紀後半から本格的な材木商売にのりだした。

町田家は、集積した山林で人工造林したものや代金を支払って買った立木を伐出して、一部を加工(木挽・削りなど)し、筏を組んで流して、問屋に出荷した。これらの作業はいずれも上名栗村内の百姓を年季奉公人、あるいは日雇人足として使役しておこなわせていた。

町田家文書には同家が開設した問屋(深川木場町田屋・浅草今戸町藤田屋)の古文書も残されている。これらによって、左図には、材木の生産・流通の過程でどのような古文書が作成されていたかを示した。

31 人足勘定帳	嘉永2(1849)年正月	町田家文書4293
給金帳	嘉永6(1853)年正月	町田家文書4300
32 筏註文	天保15(1844)年3月	町田家文書3889
筏注文	天保15(1844)年3月	町田家文書3890

- 33 水揚帳 天保15(1844)年正月 町田家文書5307
- 34 仕切帳 天保9(1838)年正月 町田家文書5290
- 35 仕切帳 年不詳 町田家文書
- 36 万売帳 天保11(1840)年11月 町田家文書5301

材木の生産・流通の過程で作成される古文書<解説>

筏注文	町田家は山林から伐り出した材木を筏に組み、それを江戸の材木問屋へ送り出した。それらの数量などを記録した帳簿。
水揚帳	江戸の材木問屋は町田家などの山元材木商人から送られてきた筏を受け取った。その数量を確認した受取帳。
万売帳	材木問屋が仲買へ材木を売却する際につけた売上帳。
仕切帳	材木問屋が町田家などの山元材木商人へ材木の売上げ代金を支払うためにつけた帳簿。
仕切状	材木問屋が町田家へ材木の売り上げ代金を送る際、代金とともに送る勘定書。
給金帳	年季奉公人への賃金支払いに関する帳簿。
人足勘定帳	日雇人足への賃金支払いに関する帳簿。

[新収史料の紹介]

安田家文書

— 安田鏡之助神兵隊事件関係史料 —

安田家文書は、さきに史料館長を勤めた本学学長安田元久氏より、父鏡之助関係の史料の寄託を受けたものである。

予備役陸軍中佐安田鏡之助は、天野辰夫とともに皇道に立つ皇族総出内閣を出現させようとした昭和8(1933)年の神兵隊事件を企図したことで知られる人物である。

本文書には、事件前後の書簡・電報案文・著作原稿・裁判記録などのほか、東久邇宮から宛てられた親書があり、皇族附武官、のちに東久邇宮の秘書的役割を果たした安田鏡之助の思想と行動をよく知ることができる。

現在、本文書の整理を進めている最中であるが、先だって、ここにいくつかの興味深い史料を紹介する。

断腸秘録 安田鏡之助手記

安田鏡之助宛の石原莞爾書簡 昭和6(1931)年1月2日

神皇命之道 安田鏡之助著

神皇命之道抜 安田鏡之助著

勤皇まことむすび行典

「まことむすび」の頃の天野辰夫と安田鏡之助(写真)

昭和16(1941)年ごろ撮影

「大正八年度第三次参謀演習」の安田鏡之助(写真)

大正9(1920)年3月12日郡山において撮影